第５３回　防衛省

政策評価に関する有識者会議

令和７年８月５日

午前１０時００分　開会

○山谷座長　ただいまから第５３回防衛省政策評価に関する有識者会議を開催いたします。皆様、本日は御多用のところ御出席いただきましてありがとうございます。なお、本日、山田委員は御都合がつかず欠席の御連絡をいただいております。

さて、本日の会議は事前の御案内のとおりオンライン会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に、事務局より御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○伊藤企画評価課長　はじめまして。８月１日付で大臣官房企画評価課長に着任いたしました、伊藤と申します。よろしくお願いします。

なお、本日、大臣官房長の小野は所用のため欠席させていただきます。

これより、政策評価を担当している志賀公文書監理官より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

○志賀公文書監理官　政策評価を担当しております、公文書監理官の志賀でございます。先般の人事異動により、８月１日付で本職に着任いたしました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、本会議に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の会議におきましては、研究開発、租税特別措置等及び規制に係る事前評価につきまして御審議いただきます。政策評価は効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、国民への説明責任を果たすという観点から実施が求められているものと認識しており、防衛省といたしましても政策評価の結果を適切に政策に反映させる考えでございます。

また、政策評価を客観的かつ充実したものとするためには、委員の皆様から率直な御意見をいただくことが非常に重要であると考えており、委員の皆様におかれましては幅広く、そして忌憚のない御意見を賜りますことをお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○伊藤企画評価課長　ありがとうございました。

それでは審議に入らせていただきます。座長、よろしくお願いいたします。

○山谷座長　それでは審議に入ります。事務局から御説明をお願いいたします。

○野上総合政策班長　企画評価課の野上でございます。事務局から、資料の議事次第を説明させていただきます。

議事次第を御覧ください。議題は令和７年度政策評価書、これは事前評価についてでございます。本日はオンライン会議をスムーズに進行させるため、委員の皆様方から事前に御質問、御意見を頂戴し、回答につきましては会議資料として既に配布をさせていただいております。それを踏まえた上で御審議をいただきたいと思います。

これより、担当部署から評価対象事業の概要につきまして御説明をさせていただきますので、追加の御質問や御意見等がございましたら適宜御発言いただきますようお願いをいたします。なお、御発言に当たりましてはお名前を名乗っていただきまして、座長からの指名を待って御発言をいただきますようお願いいたします。また、会議は１２時までを予定しております。

それでは、令和７年度政策評価書事前評価についての説明に入らせていただきます。

令和７年度政策評価の事前評価につきましては、研究開発の事業として１２件(※)、租税特別措置等１件、規制１件が評価対象となっております。まずは研究開発事業のうち、ＵＡＶ連携型ＡＩ駆動オフロードＵＧＶの研究、移動通信基盤構成装置の開発の２件につきまして、担当課より説明をさせていただきます。

それでは、資料１の１ページ目を御覧ください。ＵＡＶ(Unmanned Aerial Vehicle:無人航空機)連携型ＡＩ(Artificial Intelligence:人口知能)駆動オフロードＵＧＶ(Unmanned Ground Vehicle:無人地上車両)の研究につきまして、防衛装備庁技術戦略部技術計画官から御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○岡部技術計画官　防衛装備庁技術戦略部技術計画官の岡部と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の１ページを説明させていただきます。

まず、本研究の概要でございます。スタートアップ企業の民生技術等も活用して、ＵＧＶとＵＡＶとの協調等についての研究を行うことで、広大な領域で物資輸送、偵察、攻撃支援等を実施可能な無人機技術を確立するものでございます。総事業費は約８７億円を予定しております。実施期間は、令和８年度から令和１２年度まで研究を実施いたしまして、この成果を獲得するものでございます。

次に、政策評価の観点及び分析について説明いたします。まず必要性でございますが、陸上自衛隊の省力・省人化のためＵＧＶ、ＵＡＶの活用が期待されております。特に少人数で複数のＵＧＶを操縦する等の大幅な省人化が求められておりまして、ＵＧＶの自律性の向上、

ＵＧＶ同士の協調、ＵＡＶも活用した任務の迅速化が必要となっております。そのため、ＵＧＶを長時間安定稼働させる技術、ＵＡＶとの連携による任務迅速化の技術、さらにはＡＩの軽量化によって処理負荷を軽減する技術を速やかに確立する必要がございます。

効率性につきましては、経費の抑制を図るとともにスタートアップ企業の民生先進技術等の活用等を通じて、安価でかつ適用範囲の広いＵＧＶ技術を育成するということで、以降のＵＧＶ装備品について、開発事業のリスク低減や期間短縮、機能の高度化、省人化、さらには価格低減につなげることができると考えております。

有効性につきましては、ＵＧＶのオフロード走行技術、ＵＧＶとＵＡＶの協調技術及びエッジＡＩ化技術を獲得し、陸上自衛隊における任務リスク低減に寄与するというものでございます。それから、海外の防衛分野、特に米国陸軍の豊富な開発経験や試験評価ノウハウについても導入を追求し、運用での有効性が高い技術の獲得を目指すこととしております。

費用及び効果についてでございますが、本事業の実施に当たっては民生技術の活用を進めて、それによって経費の抑制に努めていく予定にしております。それからこの研究の成果は、以降のＵＧＶの装備品における開発事業のリスク低減及び期間短縮、機能高度化、さらには価格低減につなげることが期待できます。

最後に政策等への反映の方向性ということでございまして、いずれの観点からも本研究に着手することは妥当と判断されることから、令和８年度概算要求を実施していきたいと考えているところでございます。

○山谷座長　ありがとうございました。

それではただいまの御説明について、事前の御質問、御回答を踏まえた上で、さらに御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

今、お手が挙がっていました。お一方、まずは佐藤達夫委員からお願いいたします。

○佐藤（達）委員　２点ほどあります。

１つは、実戦になりますと電子戦環境下での運用になると思いますが、ジャミングに対する対処はこの研究の中に含まれているのでしょうか。これが１点です。

２点目は、線表を見ると本事業と書いてあるのですが、当然、制式化する前に技術試験と運用試験を行うと思います。この線表の中には、技術試験と運用試験は含まれているのでしょうか。もし含まれているとすれば、何年度に予定されているのでしょうか。

○山谷座長　それでは、御回答をお願いいたします。

○岡部技術計画官　防衛装備庁技術計画官付より御回答いたします。

まず、最初の御質問のジャミングの件ですが、この研究はＵＧＶ、ＵＡＶの通信は有線を前提に考えておりますので、ジャミングに関しては今回の研究では対象にしておりません。

２番目の御質問の試験評価につきましては、この研究は物を作りながら試験を行い、フィードバックして、また改良を行って、また試験をやるという形の研究の進め方をする計画です。試験自身は毎年度に行っていくことを計画しております。

○山谷座長　ありがとうございます。

○岡部技術計画官　よろしいですか。

○山谷座長　お願いします。佐藤達夫委員、よろしいでしょうか。

○佐藤（達）委員　はい、追加質問があるのですがよろしいですか。

最終的な運用試験はどこかで行う必要があると思うのですが、それはどうなっているのでしょうか。

○岡部技術計画官　こちらの研究は、まずは技術的な課題を解決するところがメインとなりますので、この５年間の中で技術が確立した後、自衛隊によって運用の試験をやっていく計画になっております。

○佐藤（達）委員　ということは、これが終わった後にまた運用試験の予算要求をするということですか。

○岡部技術計画官　はい。次の事業の試験の予算を要求することになるかと思います。

○佐藤（達）委員　分かりました。

○山谷座長　ありがとうございます。

それではもう一方、佐藤丙午委員からお手が挙がっていますので、佐藤丙午委員、お願いします。

○佐藤（丙）委員　質問として事前に申し上げ、御回答いただいたものに対する追加質問となります。

この事業の１つのポイントは、スタートアップ企業との連携であると思います。その中で、スタートアップ企業について、アメリカのスタートアップ企業との協力が不可欠という認識は正しいと思います。今の段階においては恐らくＵＧＶとＵＡＶの連携ということであれば、アメリカかロシア、場合によっては韓国がこの世界においてリードしている印象があります。その状況の下でスタートアップ企業との連携を進めるということであれば、対象はかなり限定されるのではないかと思います。さらにスタートアップ企業と軍との連携については、米軍においても苦労しているポイントだと思います。

このスタートアップ企業との協力が不可欠だと言いながら、５年間で米国のスタートアップ企業を探し、そこと連携し、技術協力を行うというのは、時間的に非常に短い気がします。そうなると、事前に相当なスタートアップ企業との連携の準備をされているのではないか、もしくはスタートアップ企業についてどこと連携するかについて具体的に目途が立っているのではないかと想像するのですが、その面における準備はこれまで進めてこられていたのでしょうか。

○山谷座長　それでは、御回答をお願いいたします。

○岡部技術計画官　スタートアップ企業の選定といいますか調査につきましては、これまでも実施する研究所において、どのような企業がどのような技術を持っているのかという調査をしております。その中で、研究所の中でも我々に適しているのではないかという企業を何件かピックアップし、今、さらに検討を進めているところでございます。

○山谷座長　ありがとうございます。

○佐藤（丙）委員　さらに追加質問で申し訳ありません。もう企業選定されているということですが、このＵＧＶとＵＡＶの連携は世界の軍事研究においてもかなり重要なポイントとして認識されているところです。彼らから技術提供を受ける、もしくは相互に技術協力もしくは技術研究ができる目途も既に立っている上での提案と考えてよろしいでしょうか。

○岡部技術計画官　一応、いくつかの候補企業に関しては技術の提供が受けられるという目途が立っている状況でございます。

○佐藤（丙）委員　ありがとうございます。

○山谷座長　ありがとうございます。

ほかの委員の方、御質問等ございますか。よろしければ次の事業に進みますが、もし御意見など、後で気付かれましたら、時間を取りますのでそのときにお願いいたします。

それでは、次の事業の説明をお願いいたします。

○野上総合政策班長　では、続きまして資料１の６２ページを御覧ください。移動通信基盤構成装置の開発につきまして、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）から御説明をお願いいたします。

○菊田事業監理官（宇宙・地上装備担当）　事業監理官の菊田でございます。移動通信基盤構成装置の開発について、御説明をさせていただきます。

まず本事業の概要ですが、野外通信システム等の後継として、方面隊、師団等に装備し、第一線部隊から司令部等までの間において、広域機動、分散展開する部隊の指揮統制、情報共

有等の基盤となる長距離、大容量、低遅延かつ多層的な通信を構成するとともに、通信諸元の自動制御等によりネットワークの抗たん性を向上させるための移動通信基盤構成装置を開発することとしています。

総事業費は、開発試作総経費で約２２２億円を予定しています。

実施期間としては、令和８年度から令和１０年度まで、開発試作を実施することとしています。本事業成果と併せて、令和１１年度に技術試験と実用試験の実施を計画しています。

続いて、政策評価の観点及び分析を御説明します。必要性については先ほども御説明しましたが、将来の戦い方を成立させるため、第一線部隊から司令部等までの間において長距離、高速、大容量、低遅延通信を一体的かつ多層的なネットワークにより確保し得る移動通信基盤構成装置が必要なため、令和８年度の着手を計画しています。

次に、効率性については、構成品の共通化による管理コストの低減を図り開発コストの抑制を図るとともに、ネットワークを利用したソフトウェアの更新により時間短縮及びコスト低減を図り、ライフサイクルコストを抑制できる見込みです。有効性については、本事業を実施することにより、高速、大容量、多数同時接続の通信回線の構成や、長距離の見通し内・外通信、低遅延のデータ転送、ネットワークの自律的な構成・再構成等が可能になることで、あらゆる状況下においても常続不断の通信を確保することができると考えています。

費用及び効果の観点では、構成品の共通化による管理コストの低減を図り、開発コストの抑制を図るとともに、ネットワークを利用したソフトウェアの更新により時間短縮及びコスト低減を図り、ライフサイクルコストを抑制していく予定です。また、国内で開発・生産技術を保有することにより、防衛生産・技術基盤の維持・強化に寄与します。

以上、いずれの観点からも本開発事業に着手することが妥当と判断されることから、政策等への反映の方向性については、令和８年度概算要求を実施したいと考えております。

○山谷座長　ありがとうございます。

それではただいまの御説明について、事前の御質問、御回答を踏まえた上で、さらに御意見等ございましたらお願いいたします。

それでは佐藤達夫委員、御質問をお願いいたします。

○佐藤（達）委員　この絵によりますと、通信には低軌道の通信衛星と静止衛星を使っているようにも見えます。この静止衛星は分かるのですが、低軌道のコンステレーションのような衛星はいつ装備されるのでしょうか。１１年に間に合うのでしょうか。この辺りの計画がよく分からないので、教えていただければと思います。

○山谷座長　それでは、御回答をお願いいたします。

○装備開発官（陸上装備担当）付　防衛装備庁装備開発官付から回答させていただきます。

低軌道のコンステレーション衛星については、独自での開発をするものではなく、民間で現在使われている技術・製品等を防衛装備と連接して使用することを想定しております。

○佐藤（達）委員　民間の衛星を使うとなると、当然、先ほども申し上げたのですが実戦の中ではジャミング、電子戦などの影響があると思いますが、それにはどのように対処される予定でしょうか。

○装備開発官（陸上装備担当）付　装備開発官付から回答させていただきます。

民間の通信については、御指摘していただいたとおり、ジャミング等については脆弱性とそれに対する対処能力は特段のものはないと認識しております。したがって、今、移動通信基盤構成装置につきましては、民間の通信装置がジャミングにより使用不能となった場合においても、防衛専用で用意している回線を極めてジャミングに対する抗たん性を有することによって、必要最小限の通信はいずれの場合においても必ず確保するということを、この装備品の中に実装することを検討しているものです。

○佐藤（達）委員　よく分からないのですが、これは低軌道の衛星を使わないと全体的には成り立たないのではないでしょうか。もし、電子戦の環境の中で低軌道の衛星が使えなくなった場合にも、このシステムは使えるようになるのでしょうか。その辺りが分からないので、教えていただければと思います。

○装備開発官（陸上装備担当）付　回答させていただきます。この装備につきましては、民間・防衛用の通信全てが使える状況でなくても運用できることを想定しているものです。もちろん、民間の通信が使える場合につきましては、それ相応の大容量の通信を作戦のために実施いたしますが、民間の大容量の通信が途絶して細い防衛用の通信しか残らなかった場合には、送る通信量あるいはそのデータの中身などを精選して、優先的に必要なもののみを送る自律的な制御機能を搭載することによって、クオリティーは幾らか下がってしまいますが、作戦に必要な最小限の通信は細々と維持し続けるような運用を想定しております。

○佐藤（達）委員　ただし、見通し外の通信については大変難しくなるような気がしますが、その場合はどうでしょうか。

○装備開発官（陸上装備担当）付　見通し外の通信につきましては、民間の低軌道衛星と静止軌道衛星のほかに、オーバー・ザ・ホライズン通信として、対流圏散乱通信を活用した通信器材が現在の陸上自衛隊にも既に導入されております。その部分の技術を活用しつつ、本器

材でも同様の通信方式を採用していきたいと考えております。

○佐藤（達）委員　ありがとうございます。

○山谷座長　ありがとうございました。

それでは、ほかに御質問等ございますか。

ございませんので、次の御説明に進んでいただきたいと思います。お願いいたします。

○野上総合政策班長　では、続きまして、ここで研究開発のその他の事業１０件(※)につきまして、防衛装備庁監察監査・評価官付から件名と概算要求額の御紹介をお願いいたします。

○安田監察監査・評価官付　長官官房監察監査・評価官付の安田でございます。よろしくお願いいたします。私からは、事前の事業評価の対象となる新規の研究開発事業のうち、残りの１０件(※)の事業について、資料１、令和７年度政策評価案研究開発に沿って御説明いたします。なお、各事業の内容につきましては、それぞれ記載のとおりですので割愛させていただきます。

それでは、資料７ページを御覧ください。装備システム用サイバー侵入対処技術の研究です。研究試作総経費は約５８億円を見込んでおります。令和８年度から１１年度まで本事業を実施するとともに、令和１１年度に所内試験を実施してその成果を検証する予定でございます。

続きまして、１３ページを御覧ください。次期戦闘機と連携する無人機の研究です。令和８年度の研究経費は、約５３億円を見込んでおります。令和８年度から９年度まで、構想設計を実施いたします。これ以降につきましては、リスクの低減及びコストの負担の低減などの観点から、海外との共同研究・開発の可能性も模索しており、今後諸外国との協議の状況を踏まえて装備化への研究を実施していく予定でございます。

続きまして、１９ページを御覧ください。次期潜水艦（ＶＬＳ(Vertical Launch System)垂直ミサイル発射システム搭載型）のトータルシップ最適化設計に関する研究です。研究総経費は約５１億円を見込んでおります。令和８年度から１１年度まで、研究委託によりその成果を獲得する予定でございます。

続きまして、３１ページを御覧ください。将来衛星技術の宇宙空間での技術実証に関する研究です。研究総経費は約４０億円を見込んでおります。令和８年度から１１年度にかけて、衛星ミッション部の仮作の製作、衛星の打上げ及び実証機の軌道上運用を行う予定でございます。

続きまして、４４ページを御覧ください。マルチエージェント技術(群として目標の達成に向けて、独立した意思決定能力を持つ個別のソフトウェアまたはハードウェア(エージェント)を組織的に協調

させて大域的な機能を実現させる技術)を用いたＵＡＶ制御の研究です。研究試作総経費は約２５億円を見込んでおります。令和８年度から１０年度まで研究試作を実施し、令和１０年度から１１年度まで所内試験を実施、その成果を検証する予定でございます。

続きまして、５０ページを御覧ください。護衛艦電源・推進システムのエネルギー統合化の研究です。研究総経費は約１９億円を見込んでおります。令和８年度から１０年度まで、研究委託によりその成果を獲得する予定でございます。

以上で、事前の事業評価の対象となる新規の研究開発事業の御説明を終わります。

○山谷座長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの１０件(※)につきまして、事前の御質問、御回答を踏まえた上で、さらに御意見がございましたらお願いいたします。

佐藤丙午委員、お願いいたします。

○佐藤（丙）委員　これは少し違った形で、既に質疑があった件かもしれませんが、次期戦闘機と連携をする無人機の研究についてです。これは多分ＧＣＡＰを念頭に置かれている研究だとは思います。この有人機と無人機との連携について、欧米ではかなり先行した研究があるように思います。米軍においては、たしかその実証試験用の部隊を配置してもう訓練を始めているという話も聞きます。今から後発で研究をしても、どこまでキャッチアップできるかどうか、それほど確証のない状態で始めるのは、効率の面で問題を抱えるのではないかとも思います。

そうすると、防衛省内でも、先行している欧米のシステムを輸入することが最適ではないかという議論が出てくるのではないかと想像します。その点について、これだけの資金をかける必要性について説明をいただければと思います。

○山谷座長　ありがとうございます。

それでは、御回答をお願いいたします。

○芳賀事業監理官（次期戦闘機担当）付技術計画調整官　それでは本件、プロジェクト管理部事業監理官（次期戦闘機担当）付より回答させていただいてよろしいでしょうか。

○山谷座長　はい、お願いします。

○芳賀事業監理官（次期戦闘機担当）付技術計画調整官　まず、コメントをありがとうございます。

欧米の研究開発の状況などいろいろと情報は収集しておりますが、今回、次期戦闘機と連携する無人機に関しましては、次期戦闘機の初号機が配備される２０３５年頃の配備実現を目

指しているものでございます。一方で、米国ではＣＣＡ（Collaborative Combat Aircraft）が進んでいるところ、米国等とも意見交換をしつつ、彼らの知見も共有しながら研究を進めていくことを模索しております。

今の段階で、次期戦闘機と連携する無人機の候補として諸外国の機種を導入可能か否かについて、確たる情報はございませんので、我々としてはこの研究事業において、まずは構想設計に着手し２０３５年の配備実現を目指します。一方で、将来的に諸外国の連携無人機なるものを導入する選択肢もないわけではありませんので、そこは研究の進捗に応じてしかるべき対応をしていきたいと考えております。

○山谷座長　ありがとうございました。

○佐藤（丙）委員　ありがとうございます。つまり、将来的にシステム間の競争になったときに、それなりの優位な立場を得ることができることを目的にこの研究を今進められていると理解してよろしいでしょうか。

○芳賀事業監理官（次期戦闘機担当）付技術計画調整官　はい、おっしゃるとおりでございます。

○佐藤（丙）委員　ありがとうございます。

ほかにございますか。もし、またございましたら、後で時間を取りますのでお願いいたします。

それでは、次の御説明に進みたいと思います。よろしくお願いいたします。

○野上総合政策班長　それでは、続きまして租税特別措置等の事前評価についてでございます。資料２の１ページを御覧ください。特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例につきまして、地方協力局地域社会協力総括課防音対策調整官から御説明をお願いいたします。

○山下地域社会協力総括課防音対策調整官　私は地域社会協力総括課の山下と申します。それでは説明をさせていただきます。まず、資料の１ページにまとめておりますので、こちらに沿った形で説明させていただきます。

まず、この概要についてですが、租税特別措置法では航空機騒音障害区域に所在する法人や個人の事業用資産を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例について規定しております。こちらの事業用資産の買換えのイメージにつきましては、１ページ上段左側の図で記載しております。

こちらについて、具体的に申し上げますと、防衛省では防衛施設周辺の生活環境の整備等に

関する法律第５条に基づきまして、自衛隊等の飛行場周辺において航空機騒音の障害が特に著しい地域を第二種区域または航空機騒音障害区域と呼んでおりますが、こちらの区域を指定いたしまして、この区域内に所在する土地や建物の所有者が土地の買入れや移転を希望される場合、防衛省において土地の買入れや建物の移転補償、補償金の支払いを行っております。このうち、事業者が店舗や工場、事業所、農地などの事業用資産を国に譲渡する場合、その資産が土地であれば国が買い入れるものでありまして、建物であれば所有者が建物を除却してその補償金を国が支払うことになっております。

このような場合にあって、航空機騒音障害区域以外の地域に新たに資産を買い換えるときに、租税特別措置法に規定する事業用資産の買換え等に該当することになりまして、この場合、譲渡所得についての課税の特例措置が講じられるというものになります。また、その特例措置のイメージにつきましては、上段右側に記載しており、所得税を例に挙げております。

先ほど申し上げました、事業用資産を国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合におきまして、この資産の譲渡による収入金額が所得税の課税対象になります。その際に、収入金額と買換え資産を比較いたしまして、安価な方の７０％相当の金額に対して課税が繰述べとなる特例措置となっております。

この特例措置につきましてはそれぞれ期限が設けられておりまして、法人税につきましては令和８年の３月に、所得税については令和８年の１２月に、それぞれ適用期限が到来することになります。防衛省としては、航空機騒音対策を引き続き推進していく観点から、これらの適用期限をそれぞれ３年間延長することを要望する概要になっております。

また、この特例措置の目的や目標について御説明いたします。自衛隊等の戦闘機をはじめとする各種航空機の飛行訓練は我が国の安全保障上必要不可欠なものでございますが、一方で飛行場周辺の住民の方々にとっては航空機騒音という重大な問題が生じております。当省といたしましては、この騒音問題への対応は、飛行場周辺の住民や自治体等の方々との関係におきまして、国防への協力促進という観点からも特に重要であると考えております。中でも、この航空機騒音障害区域は騒音が激しく、人の居住に適さない程度の区域であると整理しておりまして、そのことに鑑みますと移転措置事業は騒音問題を抜本的に解消するツールであると考えております。そして、国防という国民全体の利益のために飛行場周辺の騒音がひどい区域に居住されている住民の方々が被っている不利益を移転補償により公平性の観点から是正する措置であると考えております。

この今回延長を要望しております特例措置によって、事業者が移転される場合に生じる一時

的な経済的な負担を軽減することで移転を容易にし、結果として、事業者は移転先において航空機の騒音障害から解消されます。また防衛省といたしましては、移転措置事業が促進されることで関係住民の生活の安定や福祉の向上に寄与することになると考えております。

この制度の必要性については、当省で行っております移転措置事業におきます移転の補償金というものは、全省庁統一の算定基準に基づいて算定しております。また、土地の買収価格についても、不動産鑑定によって算出しているところでありまして、そのような中、移転措置事業における事業者の収入については、先ほども御説明したとおり、譲渡所得として所得税等の課税対象になります。本特例措置が適用されない場合におきましては、移転をすることにより資産が目減りするという問題が生じてしまい、そのような場合は、事業者が移転先地において従前の事業を継続したいと考えても、従前の資産と同等の資産に買い換えることができないというような事態が生じるおそれもあり、結果として、移転を断念するというような判断につながることも想定されます。

このように、特例措置が適用されないことによって生じた経済的な負担により、事業者が移転を断念することになれば、先ほど申し上げました航空機騒音という不利益を放置するということにつながるおそれがあります。そのようなことにならないように、防衛省としては航空機騒音障害区域以外の地域への移転を容易にするためにも、本件特例措置の延長が必要であると考えております。

最後に、今後の方針といたしましては、防衛省としては本日の評価結果を踏まえまして、特例措置を継続すべく３年間の延長を要望していくと考えております。

○山谷座長　ありがとうございました。

それでは、今の御説明に対してコメント、あるいは御質問等ございまでしょうか。南島委員のお手が挙がっています。お願いいたします。

○南島委員　南島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

これ自体は、非常に大事なことだと思っております。基本情報をいくつかお伺いしたいと思います。

これは第二種区域ということですが、対象世帯や面積など数字として、もし御説明いただけるようであればお願いしたいと思います。

２つ目に、これまでの御経験の中から補償金額は推計ができるものなのか、そうではなく、要望に応じてその都度適用されるということであれば、租税特別措置や補償金というお話もありましたが、そちらの減免措置分の見積りは立ちにくいというお話なのか。この辺りの基

本情報を教えていただければと思います。

併せまして、事前質問で挙げていた部分ですが、かなり細かい説明をたくさんいただいておりますが、もし御紹介いただけるようであればそれも併せてお願いします。少し長く御説明いただいていますので、併せて補足説明があればお願いしたいと思います。

○林地域社会協力総括課員　御質問についてお答えさせていただきます。

まずは、対象となる面積や人数です。面積は、基地によって第二種区域の大きさ等、それぞれで違いますので一概に言えませんが、今、防衛省の基地全体で対象となっている面積としては、およそ１万ヘクタールとなっており、対象の建物としては約２万戸となっております。

金額としては、先ほどもお伝えしましたが、予測はなかなか難しいところです。事前の質問でもいただいておりました、１０年度などかなり先の予想になりますと、現在の移転希望をされている人数は概ね把握していますが、例えば令和１０年度で申し上げますと、８年度に希望を上げてきた方を９年度に概算要求を行い、１０年度に実施するという流れになります。したがって、今後、どのぐらいの希望が出てくるかについては少し予想が立ちにくいことを、事前の質問でも回答させていただいたところです。

○南島委員　ありがとうございます。もう一つお伺いできればと思います。

これは、特に戦闘機に係る騒音についての措置ということだと思います。区域としては第二種区域ということで線引きをしていただいているという御説明だったかと思いますが、機種が変わったり兵装が変わったりすると区域は変わるものなのでしょうか。それとも、これは固定的なものだと考えるべきものなのでしょうか。この点をすみませんが補足説明いただけると助かります。よろしくお願いします。

○山下地域社会協力総括課防音対策調整官　説明させていただきます。

今、日本全体で１８施設の飛行場周辺で、今回対象となりますこのような区域を設定しております。大体、昭和の終わり頃から平成の頭頃にかけて、このような区域について、当時の騒音状況を調査した上で指定しております。

現在、御指摘いただいたように戦闘機の機種が変わったり、部隊そのものが変更になったりというように、当時からは変化しておりますので、順次、今の区域の見直しに着手している状況になっております。

○南島委員　よく分かりました。ありがとうございます。では、やはり指定区域も変わっていきますし、将来的にどのぐらい移転の御希望が出てくるかということもやや不透明なところがあるという上でのお話ということですね。よく理解できました。ありがとうございました。

○山谷座長　ありがとうございます。

ほかの委員の方、御質問、コメントはございますか。

○松尾委員　松尾です。

○山谷座長　お願いいたします。

○松尾委員　今回、３年の延長という内容になっているかと思います。過去には５年間延長されていることもあり、もう少し長い期間で、またこれは継続的に延長されているということなので、もっと期間を長くすることは考えられないのでしょうか。今回は３年で結構ですが、その３年という幅はどこから決まっていて、また、何か縛りはございますか。よろしければ、教えていただければと思います。お願いいたします。

○林地域社会協力総括課員　回答いたします。期間については、当初は５年でしたが、その後、政府内の調整により、３年間とされたことから、今回も３年間の延長としつつ、移転の状況も踏まえて今後も検討していくという状況になっております。

○松尾委員　この切替えのタイミングでいろいろ数値的な見直しもあろうかと思いますが、そのようなことが特段なければ、これだけ延長を続けてきた実績等を考えますと、５年と言わずもう少し長くてもと考えられるかと思った次第です。分かりました。政府内での調整ということであれば、それで結構です。

○山谷座長　ありがとうございます。

私からも質問してよろしいでしょうか。基本的な質問ですが、期限について政府内でどういったやりとりがあったのでしょうか。

○林地域社会協力総括課員　お答えいたします。先ほども申し上げた、先の見通しが立ちづらいという観点から、いつまで延長する必要があるのか、といった厳しい指摘は受けているところですが、やはり防衛省としては、被害を受けている個人の障害を軽減させるということで継続させていかなくてはいけないということを説明してきているところです。

○山谷座長　ありがとうございます。よく分かりました。

佐藤丙午委員ですか、お願いいたします。

○佐藤（丙）委員　実は、私も３年間に限る必要はなく、もっと長期でいいのではないかという気持ちがあります。同時に、先ほど南島先生から出た話だと思うのですが、この移転対象区域というのは防衛大臣が指定する飛行場をベースにした区域だったと思います。しかしこの租税特別措置の問題は、この後、例えば先ほどの研究開発の中でも、無人機を含めた様々な、今までの航空の概念とは違う兵器システムを導入することが想定されていますので、将

来的に今の航空自衛隊の飛行場ごとの第二種の区域指定だけでは十分ではない状況が発生するのではないかと思うのです。

将来的に租税特別措置の対象地域を、今までの飛行場にプラスアルファして訓練施設やドローンの施設などに広げて適用するというような、拡張可能性をどのようにお考えなのかお聞きできればと思います。

○山下地域社会協力総括課防音対策調整官　御質問にお答えいたします。現在１８の飛行場周辺でこの制度を適用しているところでございまして、その基準になりますのが一定程度の航空機騒音の激しいところとなっております。今後の考え方といたしましては、今後、装備品等でほかの防衛施設でも騒音の状況がうるさくなっていくようなことがございましたら、御指摘いただいたようにその騒音の状況に応じて対象に当たります第二種区域を設定することも理論上は考えられるかと思います。しかし、現時点で把握している限りにおきましては、そのような移転措置を行うほどの騒音が生じるところはない状況でございます。

○佐藤（丙）委員　ありがとうございます。騒音状況の変化は、防衛省のどこかの部署がモニターされているのですか。それとも、クレームが出てきたときにその都度反応する形なのでしょうか。

○山下地域社会協力総括課防音対策調整官　両方の状況が理論上ございまして、今、実際に第二種区域がございます飛行場につきましては、防衛省で騒音測定器を設置いたしまして、１年中モニタリングしている状況になります。また、それ以外の施設につきましては、例えば自治体で設置されている騒音状況や苦情等をいろいろ勘案いたしまして、必要があると判断いたしましたら、先ほど申し上げたような騒音測定のモニタリングを防衛省としても検討していく形になっております。

○佐藤（丙）委員　ありがとうございます。

○山谷座長　ありがとうございました。

ほかの委員の方々、御質問やその他よろしいでしょうか。

南島委員からまたお手が挙がっています。お願いします。

○南島委員　先ほどの３年、５年の件についてですが、オプショナルな話になりますが、平成２２年の税制改正大綱の際に３年という期限が原則としてつけられ、その後、３年に切り替わっているのではないかと思います。そちらの改正については、租税特別措置の見直しに関する基本方針が閣議決定されていまして、その中に、２０年を超えて存続させることとなる場合には期限の定めのない措置とすることも検討の可能性があると書かれております。恒常

化させることは１つの方法としてあると思います。３年間の期限については、そのような補足を申し上げておきたいと思います。

○山谷座長　重要なコメントをありがとうございました。

外はよろしいでしょうか。それでは、租税特別措置に関してはこれで終了ということで、もし何かございましたら後でお願いいたします。

では次の御説明、規制緩和に進みたいと思います。お願いいたします。

○野上総合政策班長　では、続きまして規制緩和についてでございます。資料３の１ページを御覧ください。電気事業法施行令の一部を改正する政令案について、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）付事業計画調整官から御説明をお願いいたします。

○新井事業監理官（艦船担当）付事業計画調整官　事業監理官（艦船担当）付の新井でございます。電気事業法施行令の改正について御説明いたします。

まず、背景といたしまして、今般の通常国会におきまして防衛省設置法の一部を改正する法律が成立してございます。この改正におきましては、いわゆる外国政府に対して自衛隊が使用する装備品と同種のものを移転する、装備移転の対象となる船舶として製造されるものを装備移転船舶として新たに定義してございます。この安全性を確保するための制度を規律することを内容とする、自衛隊法の改正を実施したものでございます。この改正のうち、装備移転船舶に係る船舶安全法の適用除外、技術上の基準の策定、技術上の基準への適合性の検査につきましては、本年の１０月１日の施行を予定しておりまして、これに伴い電気事業法施行令の改正が必要となったものでございます。

具体的には、自衛隊が使用する船舶は使用目的が特殊でございますので、一般の船舶に適用されるような船舶安全法などの法律の適用除外とされてございまして、この装備移転船舶につきましても自衛隊の使用する船舶と同種のものでございますから、船舶安全法等につきまして対象外とすることを規定するものでございます。

また、このように適用対象から除外したということで、その安全性を担保するために技術上の基準を防衛大臣が定めることとしてございます。また、防衛大臣が定めた技術上の基準に従っているかということを適合性の検査としまして、その技術上の基準に適合していることについての防衛大臣の検査制度を規定するものでございます。

このような改正に伴いまして、電気事業法の施行令にも改正が必要となったものでございます。電気事業法につきましては、電気工作物の工事、維持及び運用を規制する法律でございますが、原則といたしまして、他の法令により保安面の規制を受ける電気設備については、

電気事業法施行令におきまして同法の電気工作物に係る規制の対象外とされてございます。具体的には船舶や自動車、鉄道等といったものでございまして、こうしたものはそれぞれの法律で別途規定されるということで、規制の対象外とされているものでございます。自衛隊の使用する船舶につきましても、自衛隊法に基づきまして防衛大臣が技術上の基準を定めてございます。この基準に基づきまして製造していることから、自衛隊の使用する船舶については電気事業法施行令によりまして電気工作物に係る規制の対象から除外されてございます。

今般、装備移転船舶というものを新たに定義いたしましたので、こちらの装備移転船舶につきましても先ほど御説明しましたとおり、防衛大臣が技術上の基準を定めることとしてございますので、同様に電気事業法施行令を改正いたしまして、装備移転船舶につきましても電気工作物に係る規制の対象から除外することとしたものでございます。

○山谷座長　ありがとうございます。

それでは、御質問あるいはコメントをお願いいたします。

南島委員がお手を挙げています。お願いいたします。

○南島委員　御説明ありがとうございます。南島と申します。よろしくお願いします。

事前のコメントにも書いたことではあるのですが、これを評価するのがどのような形になるのか、難しそうだと思っています。御回答もいただいていますが、その趣旨について、どのような形で評価をしようというイメージをお持ちなのかを少し御説明いただけるとありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○新井事業監理官（艦船担当）付事業計画調整官　こちらは、装備移転船舶を仮に製造する場合に、このような適用除外を行うことで製造可能になるものでございます。例えば事後評価の時点で装備移転の実績がありましたら、その実績を基に政策効果の検証をしてまいりたいと考えてございます。仮にそのような装備移転の実績がない場合でございましても、その移転に至る前の諸外国との協議の過程等で関係法令が支障になっていないかなど、このような形で適切な検証をしてまいりたいと考えてございます。

○南島委員　ありがとうございます。そうしますと、政策効果の把握というものには議論としてはなじまないということになるでしょうか、これは規制の話なので、規制をかける場合ということで違いがあることを見ようというのが規制の評価になりますが、その効果を見ることが難しいということになりますか。

○新井事業監理官（艦船担当）付事業計画調整官　まさに装備移転船舶を製造する際に支障がないかという観点で評価をしていくものと考えてはございますので、そうしたことが政策の

効果かと考えてございます。

○南島委員　一旦、これで結構です。ありがとうございました。

○山谷座長　ありがとうございます。

それでは、佐藤丙午委員からお手が挙がっています。お願いいたします。

○佐藤（丙）委員　どうもありがとうございます。

今朝、オーストラリアからニュースが飛び込んできましたので、これについては非常にタイムリーな改正だと思いながらこの御説明をお聞きしておりました。

事前に質問できなかったのですが、これは非常に適切な措置だと思います。ただ、１つ疑問なのが、装備移転船舶を新たに定義するということでありますが、どの時点で装備移転船舶だと定義するのかが興味があるところでございます。すなわち、日本国内で製造されたものを途中で、もしくはライフサイクルの中途段階において装備移転船舶という形でブランドを付け替えて輸出することを想定されているのか、それとも輸出対象の船舶を最初から別系統で製造することを前提に、装備移転船舶を定義されようとしているのか。装備移転船舶を定義されるタイミングはいつなのかということお聞きできればと思います。それによって、おそらく検査の適用の仕方が変わってくると思います。

同時に、装備移転船舶の場合は、相手国の様々な法令遵守が必要になってくると思いますが、相手国の船舶安全に関わる法令の適用はどのようなところで行われるのでしょうか。要は、日本国内で製造していながら相手国の船舶に関わる法令を適用した船舶を製造することになると思いますので、それは企業側にとっても非常に大きなコストになるのではないかと想像します。その説明をいただきたいと思います。

以上でございます。

○新井事業監理官（艦船担当）付事業計画調整官　お答えいたします。まず１点目のタイミングでございます。こちらにつきましては様々なパターンはあり得るかと思いますが、外国政府と装備移転船舶を製造するという契約を結んだ時点で、それが移転船舶であると定義されるものと考えてございます。

また２点目の相手国の法令への対応でございますが、こちらにつきましては、基本的には相手国側の検査等を受けて相手国の法令に従っているかということを、相手国側の責任で検証するものと考えてございます。当然ながらその装備移転に至る前に、我が国がどのような規制を敷いているのか、どういった技術基準を持っているのかを相手国も把握した上で、どのような仕様で移転船舶を製造するかという契約を結ぶと考えてございます。したがって、一

義的に相手側の責任において、相手国側の法令にマッチするかどうかの判断がされるものと考えてございます。

○佐藤（丙）委員　理解できました。そうすると、例えば既存の船舶の改造を行って相手国に移転する、いわゆる中古の船を移転するケースがあると思うのですが、そのようなケースにおいても移転が決まった段階において装備移転船舶と指定して、そこで法令の適用の方法を変えると理解してよろしいのでしょうか。

○山村事業監理官（艦船担当）付　事業監理官（艦船担当）付の山村と申します。

御質問の中古艦艇については、今回の自衛隊法の中で新たに定義された装備移転船舶には、厳密に言うと法律上は該当しないものと整理しております。

今般の自衛隊法の改正は、説明資料にも書いてございますとおり、船舶安全法という国内の一般の船舶向けの安全規制を適用除外とする代わりに、防衛大臣が国内での安全規制を敷くものでございます。これは、船舶の製造の最終段階においては、日本の海域で海上公試という試験航行をするフェーズがございまして、そのような航行においてもしっかりと安全性を守るのは日本国の責任であると考えております。そのような観点で、今回、自衛隊法を改正して装備移転船舶を位置づけたということでございます。

一方で、中古艦艇については既に自衛隊に納入された船舶であり、安全規制自体は自衛隊がしっかりとこれまで守ってきているという船でございます。改めて外国に移転するにあたって、この自衛隊法の装備移転の規制をかけて移転するわけではなく、装備移転船舶ではなくて自衛隊の使用する船舶をそのまま相手国に移転する形になると想定しております。

○佐藤（丙）委員　では、製造途中に装備移転船舶にブランドを付け替えて輸出するというケースは想定されていないわけですね。

○山村事業監理官（艦船担当）付　はい、御理解のとおりでございます。

○佐藤（丙）委員　ありがとうございます。

○山谷座長　ありがとうございました。

佐藤達夫委員から、お手が挙がっています。

○佐藤（達）委員　少し具体的なところを教えていただきたいのですが、今般ＦＦＭがオーストラリアに選定されたということで、大変いいニュースだと思っております。オーストラリアのこのケースの場合は、４番艦以降は現地で造ると、一部はライセンスになると思うのですが、オーストラリアの現地でＦＦＭを製造した場合、この法律が適用される部分はどのような影響を与えるのですか。

○山村事業監理官（艦船担当）付　お答えいたします。おっしゃるとおり、日本国内で製造される場合もあれば外国の造船所で製造される場合もあると考えております。これについては、先ほど申し上げたとおり、自衛隊法の改正の趣旨が国内の海域においてしっかりと安全性を確保していくというものになりますので、仮に外国の造船所で製造される場合は外国政府がおそらく自国の海域の安全性を担保するための法令を持っており、それに倣って、粛々と製造されていくものと理解しております。

○佐藤（達）委員　ありがとうございます。それでは、この改正の部分は現地で製造される場合は適用されないという理解でよろしいわけですね。

○山村事業監理官（艦船担当）付　はい、御理解のとおりでございます。

○佐藤（達）委員　ありがとうございます。

○山谷座長　ありがとうございました。

この規制緩和に関しまして、ほかの委員の方々は御意見、御質問、コメントはございますか。

それでは、規制緩和に関しましては以上で打ち切らせていただきます。

本日もいろいろ御質問、御説明がございましたが、これに関しまして何か思い出された御質問、あるいは何か一言あるというコメント等はございますか。

○佐藤（丙）委員　先生、これは戻ってよろしいということで許可をいただけるでしょうか。

○山谷座長　まだ若干時間がございますので、その限りにおいてお願いいたします。

○佐藤（丙）委員　ありがとうございます。それでは簡単な質問でございますが、先ほど研究開発においてマルチエージェント技術の研究というものが資料１のたしか４４ページにあったと思います。この中で、２行目に迅速に撃破する小型攻撃用ＵＡＶの能力の向上を図りというものが事業の概要として規定されております。

読んでいて何となく読み飛ばしてしまったのですが、マルチエージェント技術のような技術的プラットフォームの上で作動するのが小型攻撃用ＵＡＶであることは非常に興味深い点でございます。

小型ＵＡＶの能力もしくは採用もしくは能力向上というものは、今まで事業計画の中になかった気がします。これは、少し言葉は悪いのですが、ウクライナを含めて様々なところで使われているいわゆる自爆型ドローンの話をされているのではないかと思います。自爆型ドローンの研究開発もしくは調達が進んでいるという話をそれほど聞かない状況の下で、マルチエージェント技術を用いたＵＡＶの制御の研究というものは若干整合性に違和感がないわけではありません。ここについての御説明をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○山谷座長　いかがでしょうか。

○岡部技術計画官　防衛装備庁の技術計画官より御説明いたします。

今回のこの研究については、どちらかというと攻撃というよりはそのようなＵＡＶの群制御について主体的に研究するものでございます。この技術が、応用先として攻撃用のＵＡＶにも適用されていくことを考えて研究を行うものでございます。

御回答になっているかどうか、分からないのですけれども。

○佐藤（丙）委員　十分に理解できるのですが、そうなると、この政策評価の観点の分析のところに、最初に必要性の中で、小型攻撃用ＵＡＶが主語としてこのマルチエージェント技術が語られています。したがって、ロジックとしては小型攻撃用ＵＡＶがもう既に存在するので、その制御技術を研究するという文章構成になっているように思います。もし、小型攻撃用ＵＡＶの利用がマルチエージェントを利用したオプションの１つなのであれば、少しこの辺りの表現を変えられた方が、いろいろな意味で誤解を受けないことになるのではないかと思います。

しかしながら、逆に小型攻撃型ＵＡＶを調達することが前提になっているとなれば、このままでいいとは思います。しかし、その場合はマルチエージェント技術を用いて小型攻撃型ＵＡＶを動かすことについて、ロジックとしてかなりの説明を準備しておく必要があるかという印象を持ちます。

少し長くなりましたが以上です。

○山谷座長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○岡部技術計画官　技術計画官です。御意見ありがとうございます。

いただいた御意見を検討したいと思います。

○山谷座長　ありがとうございます。

貴重な御意見です。大事な話だと思いますし、記録に残りますので、御検討をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

さて、ほかに追加の御質問、その他ございますか。追加の御質問等がございませんようでしたら、本日の審議を終了いたしますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

今回の会議での発言内容につきましては、これまでどおり事務局が発言者のお名前を明記した形で議事録を作成し、委員の皆様の御了解を得て防衛省のホームページにおいて公表する

こととしたいと存じます。御了解いただけますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局から何かございますか。

○伊藤企画評価課長　審議を終えるに当たり、志賀公文書監理官から一言御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

○志賀公文書監理官　委員の皆様、本日は御多用のところ会議に御出席いただきまして、また大変貴重な御意見を多数いただきまして感謝を申し上げます。今後も防衛省における政策評価を充実させ、各種施策の推進に努めてまいりますので、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○伊藤企画評価課長　ありがとうございました。

本日は委員の皆様から貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。

先ほど山谷座長から御確認がありましたが、本日御審議いただいた研究開発数１２件（※）、租税特別措置等１件及び規制１件の事業の必要性につきましては、皆様から御異論がございませんでした。ただ、１件、マルチエージェント技術を用いたＵＡＶの件につきましては、評価書の記載について修正等があるかもございませんが、その点御承知をいただきたいと思います。また、これ以降もまた評価書の修正等が発生しました場合には有識者会議開催の要否も含めて山谷座長と御相談の上、委員の皆様方にも御連絡させていただきます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○山谷座長　ありがとうございます。

それでは、これで第５３回防衛省政策評価に関する有識者会議を終了いたします。ありがとうございました。

午前１１時２７分　閉会

※　本会議後、防衛省における予算編成過程において、研究開発事業の４件が要求見送り等になるとともに、研究開発事業の一部の事業において事業概要等が変更となったことから、当該内容については、委員の御了解をいただいた上で議事録から削除等を行っている。

そのため、事業概要等について、本会議の議事録の内容と政策評価書において整合しない点がある。